

札幌市 2025年第3回定例市議会(9月24日~10月31日)

文書質問 米倉 美奈子

2024年度札幌市各会計歳入歳出決算の認定の件や、2025年度札幌市一般会計補正予算など議案25件が可決されました。一般会計決算額は、歳入が前年度比2.5%増の1兆2,402億円、歳出は前年度比2.4%増の1兆2,303億円となり、単年度実質収支は42億円の黒字となりました。財政力指数は0.706と4年連続で下落し、依然として政令市最低レベルとなるなど、大変厳しい財政状況です。一般会計の市債残高は、前年度比0.3%増の1兆1,268億円となり、市民1人当たりの市債残高は57万2,521円と昨年に続き増加し、市民負担が過大になっていることから減少させていくべきです。市民生活では、食料品をはじめとする様々な物価の高騰が止まらず、非常に大きな影響を引き続き及ぼしています。人口減少・超高齢社会となり、生産労働人口が減少する中、限られた財源と社会資源を有効に活用するとともに、過度な負担を先送りしない持続可能な財政運営が今こそ求められています。拡がり続ける格差を解消するとともに、福祉や子育て支援、教育などの取り組みを拡充するなど、次代を担う子どもや若者、誰もが希望を持って安心して暮らし、働くことができる社会の実現を目指し、市政運営を行うことを求めました。また、「学校給食費無償化に当たり自治体間での格差が生じることがないよう十分な予算措置等を求める意見書」や「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて 慎重審議を行うことを求める意見書」など4件が可決されました。

質問	答弁
1. 気候変動対策としてのみどりの保全について ・札幌市気候変動対策行動計画における温室効果ガス排出量の2030年度目標値は537万t-CO ₂ だが、22年度の温室効果ガス排出量の速報値は1,022万t-CO ₂ と大きな開きがある。森林や草地などの「みどりの量」は、23年は33,472haと19年より154ha減少している。市街化区域の緑被率も0.6ポイント減の21.0%という現状である。札幌市の「みどりの量」の現状をどのように認識し、みどりを守り、育てていくために今後どのように取り組むのか伺う。	(秋元市長) 1. 都市計画区域における「みどりの量（緑被面積）」は令和元年と5年を比較するとやや減少しているが、ここ10年は概ね横ばいの傾向にあると認識。今後もみどりを守り育てていくため、引き続き市有林や私有林の森林整備、公園樹木や街路樹の適正な維持管理、大規模公園である厚別山本公園の造成等のほか、助成制度を活用した都心部における民有地の緑化などに取り組んでいく。 2. 近年ペットボトルの出荷量が全国的に増加傾向にあり、これに応じて市内におけるペットボトル飲料の消費量も増加していることが主な原因であると推測している。排出量を減らすリデュースに対する市民意識の醸成等に努める。
2. ペットボトルの排出量について ・2020年からの5年間で廃ペットボトルの量は8,002トンから8,810トンへと増加している。廃ペットボトルの量の増加は何が原因と考えるか、また、ペットボトルをより一層削減していくための取り組みについて伺う。	3. (1) 地震と原発事故の複合災害時には、まずは市民の安全を第一に、地震発生時の対応を行う。その上で、札幌市に放射性物質の放出による影響があり国が屋内退避や一時移転の必要があると判断した場合には、国の指示に基づき、札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める屋内退避や一時移転の対応を行う。 (2) 国の原子力災害対策指針に定められた判断基準により一時移転の必要があると国が判断した場合には、札幌市は、その指示に基づき一時移転の実施を決定し、避難対象者に対して指示を行うとともに、必要な情報を提供する。なお、避難対象区域が広範囲に及び、市外への一時移転が必要な場合には、北海道と協議の上で対応する。
3. 泊原発事故の際の避難防災計画について ・北電泊原発3号機について、原子力規制委員会は再稼働の前提となる安全審査を終え正式合格とした。しかし、泊原発の敷地内に活断層がある可能性を専門家が指摘し、この意見を無視した結論には疑惑が残る。2024年の能登半島大規模地震では道路が寸断された。全国で地震が多発し、大地震と原発事故が同時に起きる複合災害への実効性のある避難防災の取り組みが問われている。 (1) 万が一、泊原発事故が起きた場合、札幌市では市民の安全や安心の確保に向けて、地域防災計画（原子力災害対策編）が策定されているが、地震と原発事故の複合災害時の避難防災計画についてはどのようにお考えか。 (2) 札幌市内での放射線被曝を避けるために、原子力災害対策編には一時移転を示しているが、具体的にどのように行うのか伺う。	4. 「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」では、「差別や偏見がなく誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる多様性と包摂性が強みとなる社会」を「共生社会」と定義付け、市、市民及び事業者がそれぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して共生社会の実現に取り組むこと等を理念としている。SNSはその匿名性の高さから発信内容が攻撃的になったり、同じ思考や主義を持つ者同士を繋げやすいという特性上、自らの考えが過剰に固定化する危険性などが指摘されている。こうした状況も踏まえ、本条例に掲げる理念にのっとり、他者を排除しない誰もがつながり合う共生のまちづくりを進めていく考えであり、府内で連携しながら市民・事業者と理念を共有し、共生社会の実現に向けた取組を促進していく。
4. 共生社会の実現にむけて 本市では特定の民族に対するヘイトデモが行われていたことがあり最近は減少傾向にあるが、先の参院選では外国人排除を煽りかねない「日本人ファースト」という言葉が飛び交っていた。今後はSNS上でのヘイト被害がより懸念される。本市が制定した「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」を活かし属性により分断されない社会を作るためにどう取り組んでいくのか。	5. (1) 令和4年度522件、令和5年度647件、令和6年度662件 (2) フードバンク活動に関する実態把握や意見交換は未利用食品の提供拡大を図る上で重要であり、令和5年度以降、フードバンクの活動団体との間で活動内容等の説明を受ける機会を設け意見交換をしてきた。今後も意見交換などを行い、生活に困窮している方々の支援に取り組んでいきたい。
5. フードバンクの取り組みについて フードバンクの活動は、未利用食品（食品ロス）を廃棄するのではなく活かして必要とする生活困窮の方々へ届けるなど大変意義のある取り組みと考える。 (1) フードバンク活動団体などが行った食料提供について、札幌市が把握している件数は何件か。3年間の推移を伺う。 (2) フードバンクの活動団体等を通じた未利用食品の提供拡大を図るため、フードバンク活動の機能強化に向けて、活動の実態把握や活動団体との意見交換の場づくりを欠かせないと考えるが、どのようにお考えか。	(山根教育長) 6. スクールカウンセラーへの相談については、令和6年度に導入した1人1台端末の「心の健康観察」アプリを使って小学校低学年の児童も気軽に申込みができるよう取組を推進している。誰かに相談することの重要性や誰でも簡単にカウンセラーへの相談ができることを児童生徒に周知している。現在カウンセラーの相談については、予約待ちの状況について調査しており、今後は、調査結果を踏まえた適切な配置時間を検討するなど、より一層「子どもの声を聞く」ための体制づくりに努める。
6. 「子どもの声を聴く」取り組みについて ・子どもが低学年の頃からスクールカウンセラーにもっと気軽に相談できるよう、利用の仕方を丁寧に周知することはもとより、スクールカウンセラーの配置時間のさらなる拡充が不可欠と考えるが、教育委員会の認識を伺う。	7. 教職員が自身の人間尊重の意識を振り返ることは大切であり、経験年数に応じた研修や、全校を対象とした「人間尊重の教育」フォーラムを開催するなどして、本市の全教職員の人間尊重の意識の向上に努めてきた。今後も引き続き、各学校において「人間尊重の教育」が確実に推進されるよう啓発を図るとともに、教職員が自らの実践を振り返ることができるような研修の充実に努める。
7. 「人権にかかわる教職員研修」について 教職員自身が日々の教育現場において人権に配慮した実践ができているのかどうか振り返るための研修を行うべきと考えるがいかがか。	8. (1) 平成28年3月に策定した「障害者差別解消法 札幌市立学校職員における対応要領」を踏まえ、各学校においては本人及び保護者と対話を重ねながら、合意形成を図り、個々の状況に応じた教育内容、方法、支援体制等の調整及び変更を行ってきたところである。今後も、本人及び保護者の納得感を高めていくことが必要であると認識している。 (2) 「障害者差別解消法 札幌市立学校職員における対応要領」の改訂に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の令和6年4月の改正趣旨、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」及び「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」を踏まえるとともに、障がい当事者の会、障がい保護者団体、PTA代表等の委員により構成される札幌市特別支援教育振興審議会から意見を聴取する機会を確保する予定である。

札幌市 2025 年第 3 回定例市議会 (9 月 24 日～10 月 31 日)

米倉 美奈子

第二部決算特別委員会 (保健福祉局)					
10/9	質 問	答 弁			
「札幌市障がい者協働事業」について 本市が 2006 年度から 20 年近く継続してきた「札幌市障がい者協働事業」について、27 年度末に廃止する方向で調整を進めているとの新聞報道が 3 月 7 日にあった。本市はこの見直し内容について事業者に対し説明会を開催し、ヒアリングも行っていると聞いているが、事業者はどのように受け止めているとお考えか、認識を伺う。 [再質問] 本事業は障がいのある方の働く場が広がらない中、全国の先駆的事例として開始した札幌市の独自事業である。障がいのある方もない方も対等な立場で共に働く共生社会の仕組みを作ってきた事業として高く評価している。事業者も一般企業では就労が難しい障がいのある方たちの働く場所を確保でき当事者の生きがいに繋がっているとし、この事業の大切さ、重要性を強調している。本事業の意義について、どのように認識しているのか、改めて伺う。 [再々質問] 本事業の見直し検討を行うのであれば、対象範囲を拡大するなど更に発展的な事業とするために、事業者や障がい当事者の方たちと意見交換を行い、当事者参加ですすめるべきと考えるが、いかがか伺う。		(障がい保健福祉部長) 障がい者雇用の場をつくってきたとの思いを強く持っている事業所が多く、いくつかの事業所からは補助の継続を望む声もあった。障がい者雇用には障がい特性に応じて様々な配慮が必要であることから創意工夫を重ねノウハウを蓄積してきた事業者も多く、これまでのノウハウを今後の支援策に活かしてほしいとの声を頂いている。 障がいのある方と無い方がともに働くという理念は共生社会の実現にもつながるものと認識している。これまでの事業で得た障がい者雇用のノウハウなどの成果の継承が重要。 事業の検討は障がいのある方を含め関係者の意見も聞いて進みたい。			
第二部決算特別委員会 (保健福祉局)					
10/15	質 問	答 弁			
「フッ化物洗口モデル事業について」 本市では 2022 年度に施行された「札幌市歯科口腔保健推進条例」に基づき、24 年度の 10 月より市内の 4 小学校でフッ化物洗口のモデル事業を実施している。オラブリス洗口液で使われているフッ化ナトリウムは劇薬で、説明文では「この薬はうがい薬です。飲み薬ではないので飲まないでください」とあり、子どもを健康被害から守るため洗口液は飲み込まないように周知徹底すべき。洗口液で使われているオラブリス洗口用顆粒に関する重要な情報を事前に子どもや保護者にしっかりと知らせるべきと考えるが、どのように認識し、対応しているのか伺う。 [再質問] 児童と保護者には、自分たちが口に入れるものがどういうものなのか、正しい情報を知る権利があるはず。フッ化物洗口をするのかしないのか、しっかりと考えて主体的な判断ができるよう、特に子どもの視点で情報提供をすべき。モデル校では洗口液を誤飲していなくても具合が悪くなった事例もあった事から、実態を把握するために洗口後の体調がどうだったのか、子どもたちから聞き取りを行う必要があると思うが、いかがか伺う。 [再々質問] 子どもたち自身がフッ化物洗口を中断したい、今日はしたくないと思った時に言い出しやすい雰囲気作りや、中断するのはおかしなことではないと児童全員に伝えるなど、子どもたちが安心して学校生活が送れるような工夫が必要と考えるが、見解を伺う。		(歯科保健担当部長) 児童に対して、飲み込まないように指導している。保護者向けパンフレットや説明動画も同様。「フッ化物洗口液は 1 回分の全量を飲み込んでも、安全な量に調合されているので健康に問題ありません」と書いている保護者向け説明文書の記載は、万一、誤って一人分を飲み込んでしまった場合でも問題がないことの説明であり、飲み込むことを勧める意図はない。 うがい中に嘔吐をしてしまった事例があったが、洗口液も吐き出しているので、急性中毒には該当しないものと考えている。対応については、歯科医師又は医師による医学的な判断に基づき、行っていく。			
うがい中に嘔吐をしてしまった事例があったが、洗口液も吐き出しているので、急性中毒には該当しないものと考えている。対応については、歯科医師又は医師による医学的な判断に基づき、行っていく。					
第二部決算特別委員会 (スポーツ局) 10/21 質 問		答 弁			
学校施設解放事業における AED (自動体外式除細動器) の使用について 市立の小・中学校全校に AED は設置されており、職員室などに設置されているケースが多い。本市では市民の自主的なスポーツ活動を促進し、明るく豊かな生活に寄与するため学校施設開放事業を行っている。夜間や日曜日の学校施設開放時には、体育館やトイレなど必要最小限のエリアしか使用できないため、職員室などに設置されている学校では使用できないのではないかと危惧している。この間、学校開放では AED を使用する事態に至ったことはなかったが、学校施設開放事業における AED 設置の必要性についての認識を伺う。利用者が急に体調を崩し緊急対応が必要な場合に備え、使用できる環境整備が必要と考えるがいかがか。緊急時対応マニュアルにはどのように示されているのか伺う。 [再質問] 現在学校施設開放時に AED 使用可能な学校、使用不可の学校はそれぞれ何校あるのか。 [再々質問] 今後、スポーツ局は学校施設の管理者である教育委員会と AED の設置場所や利用について共に検討することが必要と考えるが、どのようにすすめるおつもりか。		(スポーツ部長) 万が一の事故等に備え、緊急時に AED が使用できる環境づくりは必要。平成 28 年度に調査を行い学校に AED 使用について協力を依頼し、AED が使用できる環境を整えてきた。管理指導員に対し AED の使用方法を含めた応急救護処置を学ぶ講習会を開催している。学校開放中は管理指導員または管理責任者が巡回するとともに、緊急時のマニュアルも用意し、対応できるようにしている。 平成 28 年度の調査で「使用可能」「協力可能」とした学校が 259 校。平成 29 年の時点で約 96% の学校が AED 使用可能となり、現在でも多くの学校が AED の使用が可能という認識。平成 30 年度以降調査しておらず、設置状況が変化した学校の正確な数値は把握できていないため、現状の調査を改めて実施したい。 AED の配置場所を確認しておくなど、緊急時に迅速に対応が出来る事前準備が必要。学校開放利用者が安心してスポーツに親しむことができるよう、教育委員会と協議してまいりたい。			
10/6 計 論 ※討論とは本会議場での採決時に会派の主張を述べるもの					
私は市民ネットワーク北海道を代表し、ただいま議題となっております議案第 8 号 令和 7 年度札幌市一般会計補正予算に、反対の立場から討論いたします。反対する理由は、新 MICE 施設整備事業が計上されているためです。事業費が資材費の高騰などで当初の想定額 280 億円より大幅に膨らみ 592 億円となっています。そのうち土地取得費は 105 億円とされていますが、土地を取得するのは 2028 年の予定です。資材費の更なる高騰や、今後、土地が値上がりする可能性は否定できません。本市は施設の使用年数を 80 年と想定し、新 MICE 施設の開業によって増加する税収や、運営収支、建物整備費や大規模修繕費、建物解体費などを加味したライフサイクルにおける収支は約 170 億円のプラスと試算しています。また、土地取得費と札幌コンベンションセンターの減収分を差し引いても約 30 億円のプラス収支となる、としています。しかし 80 年というのはあまりに長い年数です。先の大戦が終わってから今までと同じ年月です。この先、社会情勢がどうなっていくかは不透明で、80 年後に 30 億円の黒字という推計は根拠が不明確であり納得することができません。 また、本事業に関するパネル展が 9 月 28 日から 30 日までさっぽろ地下街オーロラスクエアにて開催されていました。アンケートもとっていましたが、終了してわずか 3 日後の経済観光委員会で採決という進め方は、市民に対して極めて説明不足であり不誠実ではないでしょうか。市民が置き去りにされていると感じます。 本市は札幌オリンピックの頃に建てられたビル、開業した地下鉄、整備された下水道管などが老朽化し、それらの施設の改修が喫緊の課題です。新しいものを創るのではなく、今ある施設を改修し、いかに長く使い続けるか、ということが求められている時代です。196 万の市民を抱える都市として、市民の暮らしを維持し、行政サービスを低下させないことが重要と考えます。新 MICE 施設整備事業については、一度立ち止まり、市民の声をしっかりと聞き、再検討すべきです。 よって、議案第 8 号令和 7 年度札幌市一般会計補正予算に反対し、私の討論を終わります。					

